

研究成果展開事業  
産学共創基礎基盤研究プログラム

平成23年度

技術テーマ  
「革新的次世代高性能磁石創製の指針構築」  
公募要領

募集締切 平成23年10月11日（火）正午



独立行政法人

科学技術振興機構

Japan Science and Technology Agency

平成23年9月

## 平成23年度の公募にあたってのご注意

平成23年度より、産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】は研究成果最適展開支援事業と統合し、新たに設立された「研究成果展開事業」の1プログラムとなりました。研究成果展開事業では、各プログラムの特徴を活かしながらも、今後、可能な限りルールの一貫化を図る等、制度利用者である開発企業や大学等の研究者の利便性を意識しながら運営し、大学等と企業との連携を通じて大学等の研究成果の実用化が今まで以上に促進されることを目指します。

### 1) 研究テーマについて

平成23年度の産学共創基礎基盤研究では、以下の技術テーマの解決に向けた研究提案を公募します。

技術テーマ名	PO	採択予定 課題数
革新的次世代高性能磁石創製の指針構築	福永 博俊 長崎大学 大学院工学研究科 電気・情報科学部門 教授	最大10課 題程度

### 2) 公募・選考スケジュール（予定）

研究提案の公募期間	<u>平成23年9月1日（木）正午～10月11日（火）正午&lt;厳守&gt;</u> 締め切りを過ぎた提案は一切受け付けられません。
公募説明会	【東京】 <u>日時：平成23年9月12日（月）14:00～15:30</u> 場所：JST東京本部（JSTホール） 【大阪】 <u>日時：平成23年9月13日（火）14:00～15:30</u> 場所：TKP 淀屋橋カンファレンスセンター（大阪市北区中之島ビル） 最新情報及び申し込み等については、 ホームページ（ <a href="http://www.jst.go.jp/kyousou/">http://www.jst.go.jp/kyousou/</a> ）をご確認ください。
書類審査	平成23年10月下旬
審査結果通知	平成23年11月上旬
面接審査	平成23年11月中旬 ※書類選考を通過した研究代表者にお越しいただきます。
審査結果通知	平成23年11月中～下旬
採択・契約等	平成23年11月下旬～12月
研究開始	平成23年12月以降

下線を付した日付は確定していますが、他の日程はすべて予定です。

公募受付は「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」により行います。応募に当たっては、ホームページ（<http://www.e-rad.go.jp>）からのご登録が必要になります。また、公募要領および研究提案書の様式は、同ホームページからダウンロードできます。

## 目 次

1. 産学共創基礎基盤研究プログラムの概要	1
2. 産学共創基礎基盤研究プログラムの特徴	3
(1) プログラムのしくみと流れ	3
(2) 研究提案者の要件	5
(3) 研究チームの編成	5
3. 技術テーマの設定趣旨	7
(1) 技術テーマの概要	7
(2) POによる公募・選考・技術テーマ運営にあたっての方針	7
4. 研究費および研究期間	9
(1) 研究費の規模	9
(2) 研究期間	9
(3) 研究費(直接経費)	10
(4) 研究費(間接経費)	11
(5) 計上できない経費	11
5. 公募期間、選考および採択	12
(1) 公募期間	12
(2) 採択予定課題数	12
(3) 選考の方法	12
(4) 選考の手順	12
(5) 選考の観点	13
(6) 選考結果の通知等	13
6. 採択後の責務等	14
(1) 研究代表者などの責務	14
(2) 研究機関の責務	15
7. 応募に当たっての留意点	17
(1) 不合理な重複および過度の集中に対する措置	17
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況	18
(3) 研究費の不正使用および不正受給に対する措置	18
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	19
(5) 他の競争的資金で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置	20
(6) 関係法令等に違反した場合の措置	20
(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	20
(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について	21
(9) 生命倫理、安全の確保、および動物実験の取扱い	22
(10) 人権および利益保護への配慮	22
(11) e-Radから政府研究開発データベースへの情報提供	22
(12) 応募情報および個人情報の取扱い	22

(13) その他注意事項 .....	23
8. JSTの関連事業における重複応募の制限について .....	24
9. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した提案書類の作成・提出等 .....	25
(1) e-Radの使用にあたっての留意事項 .....	25
(2) e-Radの操作方法に関する問い合わせ先 .....	26
(3) システムを利用した応募の流れ .....	27
(4) 提案書作成時の注意事項 .....	28
(5) 具体的な操作方法と注意事項 .....	28
10. 研究提案書(様式) .....	37
11. 産学共創基礎基盤研究Q&A .....	56

## 1. 産学共創基礎基盤研究プログラムの概要

産学共創基礎基盤研究プログラムは、日本の産業競争力の強化および基礎研究の活性化を目指し、産業界で共通する技術的課題「技術テーマ」の解決に資する大学・公的研究機関等による基礎研究を、JST が推進するものです。また、産と学の対話の場である「産学共創の場」を構築し、産業界の視点や知見を基礎研究にフィードバックすることで、「技術テーマ」の解決を加速します。

なお、平成 23 年度より、産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】は、研究成果最適展開支援事業(A-STEP)と統合し、新たに設立された「研究成果展開事業」の 1 プログラムとなりました。研究成果展開事業では、以下①～④の4つのプログラムの特長を活かしながらも、今後、可能な限りルールの一貫化を図る等、制度利用者である開発企業や大学等の研究者の利便性を意識しながら運営し、大学等と企業との連携を通じて大学等の研究成果の実用化が今まで以上に促進されることを目指します。

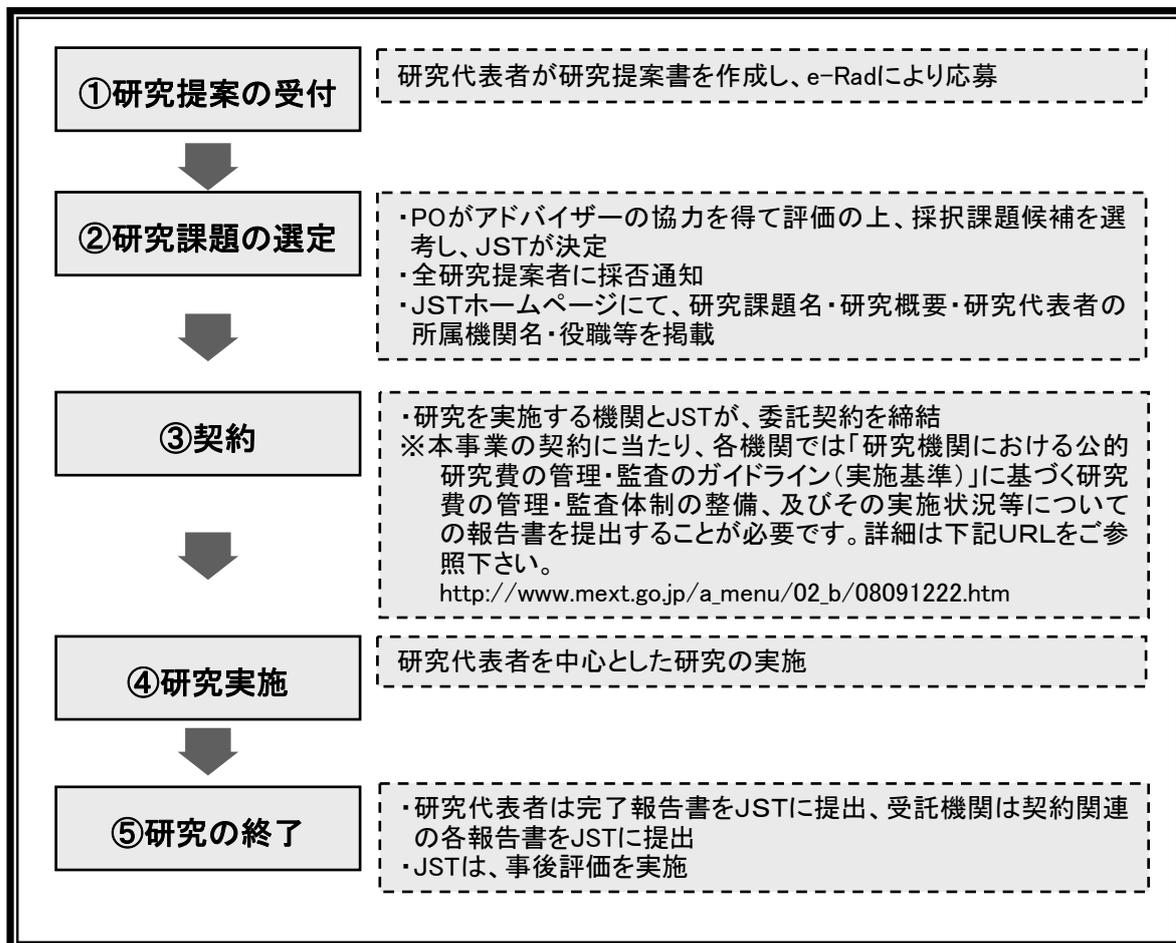
また、本プログラムでは、行政刷新会議等の政府方針において、実用化に近い研究に対する競争的資金については更なる民間負担が求められたことを踏まえつつ、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、各支援タイプに応じて企業関係者による研究開発への関与や共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などを含めた民間リソースの積極的活用を推進します。

### 研究成果展開事業プログラム一覧

プログラム名	①研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)	②先端計測分析技術・機器開発プログラム	③戦略的イノベーション創出推進プログラム	④産学共創基礎基盤研究プログラム
特徴	<b>知的財産を活用した産学による共同研究開発</b>	<b>世界最先端の計測分析機器開発</b>	<b>基礎研究の成果を基に、大規模かつ長期的な研究開発</b>	<b>産業界に共通する技術的課題の解決に資する基盤研究</b>
概要	課題や研究開発の特性に応じた最適なファンディングを設定し、総合的かつシームレスに推進。	独創的な研究開発活動を支える基盤を強化するため、①革新的な要素技術開発、②機器開発、③ソフトウェア開発を推進、④プロトタイプ機の性能実証。	複数の産学研究者チームからなるコンソーシアムを形成し、大規模かつ長期的な研究開発を実施。	産学の対話を行う「共創の場」を構築し、オープン・イノベーション、国際標準の獲得、人材育成を促進するとともに、大学等の基礎研究を活性化。
URL	<a href="http://www.jst.go.jp/a-step/">http://www.jst.go.jp/a-step/</a>	<a href="http://www.jst.go.jp/sentan/">http://www.jst.go.jp/sentan/</a>	<a href="http://www.jst.go.jp/s-innova/">http://www.jst.go.jp/s-innova/</a>	<a href="http://www.jst.go.jp/kyousou/">http://www.jst.go.jp/kyousou/</a>

## 産学共創基礎基盤研究の流れ

※詳しいしくみと流れについては、次頁をご覧ください。



## 2. 産学共創基礎基盤研究プログラムの特徴

### (1) プログラムのしくみと流れ

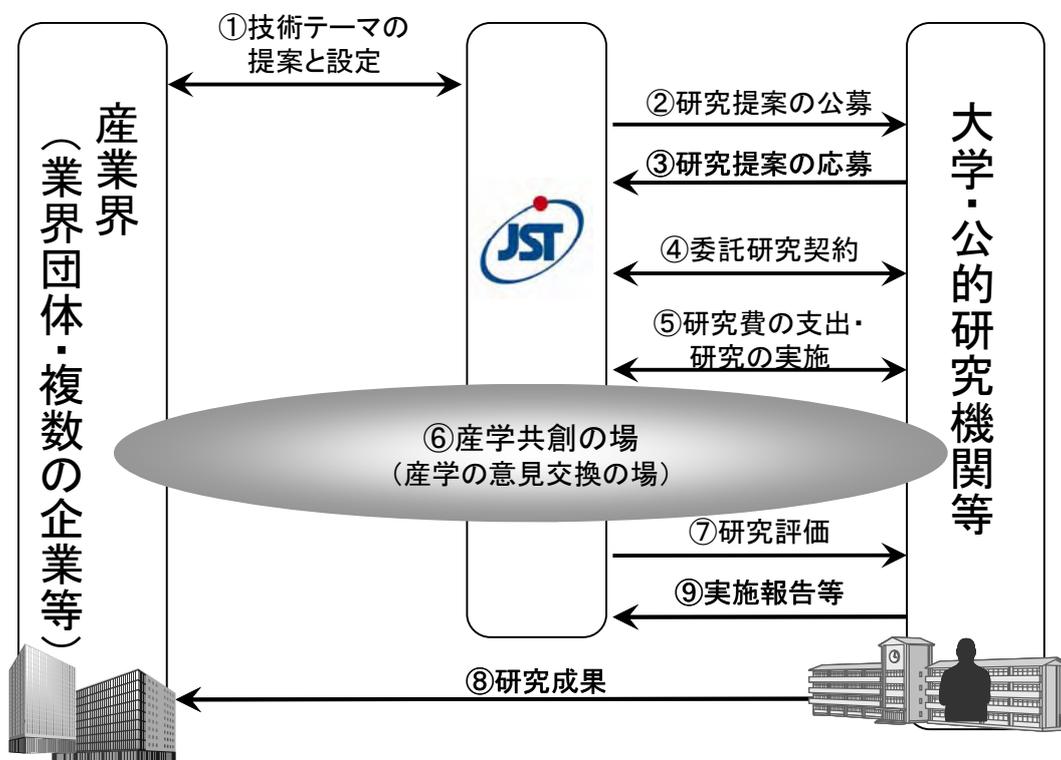


図1. プログラムのしくみ

#### ① 技術テーマの提案と設定

- まず JST が、産業界(業界団体や複数の企業等)から、技術テーマの提案を募集します。

「技術テーマ」とは、以下のような技術的課題をさします。

- ✓ 日本の産業競争力を強化するために解決すべきもの
- ✓ 企業では対応できない、大学・公的研究機関等による基礎的な研究による基盤技術の創出が必要なもの
- ✓ 産業界の前競争領域・非競争領域にあるもの

1 技術テーマにつき最長10年程度の推進を想定しています(ただし、各研究課題の研究期間は原則2年です)。

- 提案をもとに、JSTによる調査や外部有識者で構成される産学共創基礎基盤研究推進委員会での審議を経て、JST が「技術テーマ」とその運営の責任者であるプログラムオフィサー(PO)を決定します。
- POのもとには、POの求めに応じて意見を述べるアドバイザー(外部有識者)が置かれます。

#### ② 研究提案の公募

- JST は、「技術テーマ」ごとにその概要とPOによる公募の方針を示した上で、大学・公的研究機関等の研究者を対象に、技術テーマの解決に資する研究提案を公募します。

今回の公募の方針は、「3. 技術テーマの設定趣旨」(7ページ)をご参照ください。

- ・ 今回は、この研究提案が公募対象となります。

### ③ 研究提案の応募

- ・ 大学・公的研究機関等の研究者が、研究提案を応募します。応募は、個人でも、チームでも可能です。チームの場合、研究代表者は、自らの研究構想を実現するために最適な研究実施体制を、大学・公的研究機関等の研究者で編成してご応募下さい。研究実施体制も審査の観点の一つになります。
- ・ 研究提案は、e-Rad を通じて研究代表者に提出していただきます。
- ・ 各研究課題の研究期間は原則2年です。
  - ※ ただし、2年以上の研究期間を希望される場合は、研究開始から2年後の厳正な評価の結果に基づき、引き続き研究を認める場合がありますので、希望する研究期間の研究提案を作成してください(研究期間は最長5年程度まで)。
  - ※ 選考の結果、研究期間の短縮を求める場合があります。

### ④ 委託研究契約

- ・ JST は、採択された研究課題に参画する大学・公的研究機関等と、機関別に委託研究契約を締結します(原則 JST から各機関に対して委託研究の申込書は発行しませんのでご了承ください)。

### ⑤ 研究費の支出、研究の実施

- ・ JST は、1課題あたり最大3千万円/年程度(間接経費を含む)の研究費を支出します。
- ・ 研究期間終了後も、確立された技術を基に実用化に向けた研究が継続され、その結果、技術テーマ提案者など「産学共創の場」に参加する産業界との共同研究や技術移転等に発展していくことを JST は期待します。

### ⑥ 「産学共創の場」

- ・ 「産学共創の場」とは、研究者、技術テーマ提案者、PO、アドバイザー等が参加して産業界の要望、各研究課題の進捗状況や成果創出状況等を議論し、更には産学の共同研究や研究人材の交流等を促すことにより成果創出を促進する場のことです。産学共創の場は本プログラムにおける重要な活動であり、個々の技術テーマ毎に活力ある産学の対話の場を醸成し、前競争領域・非競争領域の研究成果を産学が共有することでオープン・イノベーションを促進し、大学等の基礎研究の活性化を図ると共に、我が国の産業競争力の向上に資することを目指します。
- ・ 研究実施期間中、PO の判断により、適宜「産学共創の場」を開催します。各回の趣旨・議題およびそれらに沿った開催方法(参加者・開催回数・頻度・時期など)は、技術テーマの運営方針に基づき、PO が決定します。
- ・ 各参加者には、「産学共創の場にかかる規約(案)(51ページ参照)」の締結を行っていただきます。規約内容の詳細についても、POを中心とした産学の関係者で協議し決定していきます。
  - ※ 技術テーマ提案者(産業界)は共創の場の運営に積極的に関わるほか、試料

の供提など可能な範囲の支援を行う予定です。

⑦ 研究評価

- 研究開始から2年後、研究期間終了時、及び必要だと判断されるときに、PO がアドバイザーの協力を得て、各研究課題の研究評価を行います。
  - ※ 2年後には全ての採択課題に対し、厳正な研究評価を行います。研究提案書(様式1)「3. 研究計画とその進め方」(38ページ参照)には、2年以上の研究期間を希望される場合であっても、2年後のマイルストーンを特に明確に記載してください。
- 評価結果によっては、POおよびJSTが研究計画の変更、研究費の増額・減額、研究の中止等を研究代表者に求めることがあります。
- JSTは、評価結果をホームページ等で公開します。

⑧ 研究成果

- 研究により得られた知的財産権については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。
- なお、実施権の設定等については、技術テーマ提案者など「産学共創の場」へ参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことをJSTは期待します。

⑨ 実施報告等

- 各研究機関には、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。
- 研究代表者には、研究期間終了時に完了報告書をJSTに提出していただきます。

(2) 研究提案者の要件

- 自ら研究提案を構想し、個人で、あるいは研究チームを組織し、その責任者である研究代表者として、目標達成へ向けて研究を推進する能力があること。
- 国内の大学・公的研究機関等、非営利機関に研究者として所属していること。または、現在は特定機関に所属していないが、採択された場合、自らが国内の大学・公的研究機関等に所属して、研究を実施することが可能なこと。
- 研究期間を通じて、研究チームの責任者として課題全体の責務を負うことができること。

◆◆ご注意下さい◆◆

研究代表者がPOと下記の関係にあるとされる場合には、選考対象から除外されません。

- ① 研究代表者とPOが親族関係にある場合。
- ② 大学・公的研究機関等において、POと同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合等。

※上記に類する可能性がある場合は、JSTへお問い合わせください。

(3) 研究チームの編成

個人もしくはチームでの提案が可能です。チームでの提案をされる場合は、以下にご注意下さい。

- ・ 研究チームは、研究代表者の研究構想を実現するために最適な研究者で編成し、提案してください。
- ・ 研究代表者が担う役割が中心的でない、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明なチーム編成は、本プログラムの研究体制としてはふさわしくありません。
  
- ・ 研究チームは、大学・公的研究機関等の研究者で編成してください。企業等の営利機関の研究者は参加できません。
- ・ 研究チームには、研究代表者の研究室メンバーによる「研究代表者グループ」のほか、その他の研究室や他の研究機関に所属する研究者からなるグループ（「共同研究グループ」）を編成することもできます。共同研究グループを編成する場合は、その必要性や効率も選考の重要な観点となります。
  
- ・ 研究推進上の必要性に応じて、研究員（外国人も可）、研究補助員等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。
  
- ・ 次の全ての条件を満たす場合には、海外の研究機関に所属する研究者が研究チームに参加し、当該の海外研究機関で研究することも可能です。ただし、POの承認を必要とします。
  1. 研究代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、当該の海外研究機関でなければ研究実施が不可能であること。
  2. 当該の海外研究機関とJSTとの間で、知的財産権の共有ができること。
  3. 当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、直接経費の30%を超えないこと。

(注) 海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究提案書（様式7）に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。

### 3. 技術テーマの設定趣旨

以下をご確認の上、技術テーマの解決に資する研究提案をお願いいたします。

**技術テーマ:「革新的次世代高性能磁石創製の指針構築」**

**PO: 福永 博俊(長崎大学 大学院工学研究科電気・情報科学部門 教授)**

#### (1) 技術テーマの概要

Nd-Fe-B 磁石の発表から 30 年が経過しました。この間、Nd-Fe-B 磁石の特性を越える新磁石の探索や製造が試みられてきましたが、これを越える新磁石の開発には至っておらず、次世代磁石の開発が強く望まれています。また、磁石性能に加えて資源的な観点からも既存磁石の飛躍的特性改善や新磁石の開発が必要とされています。本技術テーマでは、革新的次世代磁石の創製のための基盤技術とそれに繋がる指針を確立するために、大学・公的研究機関等での基盤研究を推進し、我が国の産業競争力の維持・強化と社会基盤の強化に資する成果を得ることを目指します。

本技術テーマで扱う研究は製品化研究ではありませんが、将来的には研究成果が製造技術へと繋がり、我が国の産業競争力が維持・強化されることを目指しています。「産学共創の場」というプラットフォームを設け、各研究課題の進捗状況や成果創出状況、産業界の要望等を議論し、研究の推進方針に積極的に反映していきます。

#### (2) PO による公募・選考・技術テーマ運営にあたっての方針

永久磁石の開発・製造技術では、我が国は世界的に見て最先端を走っています。さらに、高性能磁石が産業・民生・医療機器等に広く使用されることにより、これらの機器の小型・高性能化が達成され、優れた磁石の製造技術が我が国の社会基盤を支える技術の一つとなっています。一方で、海外諸国の追い上げも極めて急速です。永久磁石生産量では、既に一位の座を中国に譲っています。もし、永久磁石の開発・製造技術における我が国の優位性が失われることとなれば、その影響は永久磁石製造の分野を越えて我が国の産業全体に広がり、我が国の産業、特に製造業の国際競争力の低下へと繋がることにもなりかねません。

Nd-Fe-B 磁石の発表から 30 年が経過しました。この間、Nd-Fe-B 磁石の特性を越える新磁石の探索や製造が試みられてきましたが、これを越える新磁石の開発には至っていません。また、希土類資源偏在の問題も浮上し、磁石性能に加えて資源的な観点からも既存磁石の特性改善や新磁石の開発が必要とされています。このような状況に対応するためには、革新的な次世代磁石の創製に向けて、我が国の産学の英知を結集し戦略的に取り組むことが急務です。

上記の背景の下、革新的次世代磁石の創製のための基盤技術とそれに繋がる指針構築のための基盤研究を募集します。次世代磁石としては、(1) 新指導原理に基づく既存磁石の飛躍的特性改善、(2) Nd-Fe-B に匹敵あるいはこれを越える新規希土類化合物磁石、(3) 3d 遷移金属系合金の高保磁力化等が考えられますが、本技術テーマではこれらに限定せず、我が国の産業競争力の維持・強化を達成できる新磁石を広く想定します。これらの磁石の創製の指針構築に繋げるために、大学・公的研究機関

等から下記の例のような提案を求めます。

- ・ 材料のキャラクタライゼーションを通じた永久磁石の高性能化あるいは高性能化のための指導原理の確立。
- ・ 新規な保磁力発生メカニズムを利用した既存材料の高保磁力化あるいは新磁石。
- ・ 新規希土類合金の探索。
- ・ 計算科学，物性論等を利用した新永久磁石材料の設計あるいは設計指導原理の確立。

応募いただく提案は例示に限定するものではありませんが，審査に際しては，研究目的，独創性，計画の妥当性，実現性等に加えて，本技術テーマとの関連性（研究提案書「2. 技術テーマとの関連性」本研究構想のどの部分が、どのように技術テーマの解決へ貢献するか、具体的に記述してください）も重視します。若手研究者を含め，広範囲な研究領域の研究者からの応募を期待します。

本プログラムで対象とする研究は，大学・公的研究機関等の研究者による基盤研究であり，応用研究・製品化研究ではありませんが，将来的には研究成果が応用技術・製造技術へと繋がり，我が国の産業競争力が維持・強化されることを目指しています。この目的の達成を促進するために，「産学共創の場」というプラットフォームを設けます。この場において，各研究課題の進捗状況や成果創出状況，産業界の要望等を議論して頂きます。各研究者には，そこで，産業界からの要望も取り入れながら研究を進めていただくこととなります。



### (3) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)は、以下の費目にしたがって分類し記載してください。

#### ① 物品費

- ・ 設備備品費
  - 取得金額 20 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の汎用性のある設備(機械装置、工具器具備品)の購入、据付等に必要な経費
  - 取得金額 20 万円以上かつ使用可能期間 1 年以上の既製品のソフトウェアの購入に必要な経費
- ・ 消耗品費
  - 設備備品費に該当しない物品の購入に必要な経費
  - 設備備品費に該当しない既製品のソフトウェアの購入に必要な経費
  - 書籍の購入に必要な経費

#### ② 旅費

研究代表者や共同研究者等の研究実施に必要な移動等に伴う旅費です。「産学共創の場」や研究評価に伴う旅費も含まれます。

#### ③ 人件費、謝金

- ・ 人件費  
大学等における研究に従事するポスドクおよび研究補助員(学生アルバイト含む)等の従事率に応じた雇用等に要する人件費です。  
人件費の算出にあたっては、大学等の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、および従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JST に提出していただく必要があります。  
なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えていると JST が判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。
- ・ 人材派遣に係る経費  
人材派遣会社から派遣される研究員の受入に係る従事率に応じた経費です。
- ・ 諸謝金  
研究を実施するために必要な治験等の外部協力に対する謝礼金等の経費です。

#### ④ その他

上記のほか、研究を実施するために必要な経費です。以下は具体例です。

- ・ 通信運搬費、印刷製本費、借損料
- ・ 雑役務費(ソフトウェアの作成、データ分析等の役務の提供に係る経費)
- ・ 学会参加費、論文投稿料、消費税相当額等

※ JST では、研究費の柔軟で効率的な執行を研究の実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設ける等して、適正な執行をお願いしています。

**(4) 研究費(間接経費)**

- ・ 間接経費の上限は、直接経費の30%とします。
- ・ 間接経費は、研究者の研究環境の改善やその所属研究機関全体の機能の向上のための経費をいいます(巻末の「Q&A」もご参照ください)。
- ・ なお、間接経費の配分を受ける機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、適切に保管しておくことが求められます。

**(5) 計上できない経費**

次の経費は直接経費として計上することができません。

- ・ 研究目的に合致しない経費。
- ・ 間接経費からの充当が適当と考えられる経費(他の事業と共用で使用される物品の購入費用。管理・事務部門の経費(人件費、消耗品費等)。入札費用、振込手数料等の、一般管理費に該当する経費等)。
- ・ 購入するよりも、リース、レンタル等でより安価に利用できる物品等を購入するための経費。
- ・ 本研究に関連する学会であっても、その学会年間登録費、食事代、懇親会費。など

その他、研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JST へ問い合わせてください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

## 5. 公募期間、選考および採択

### (1) 公募期間

平成23年9月1日(木)正午から平成23年10月11日(火)正午

### (2) 採択予定課題数

最大10課題程度

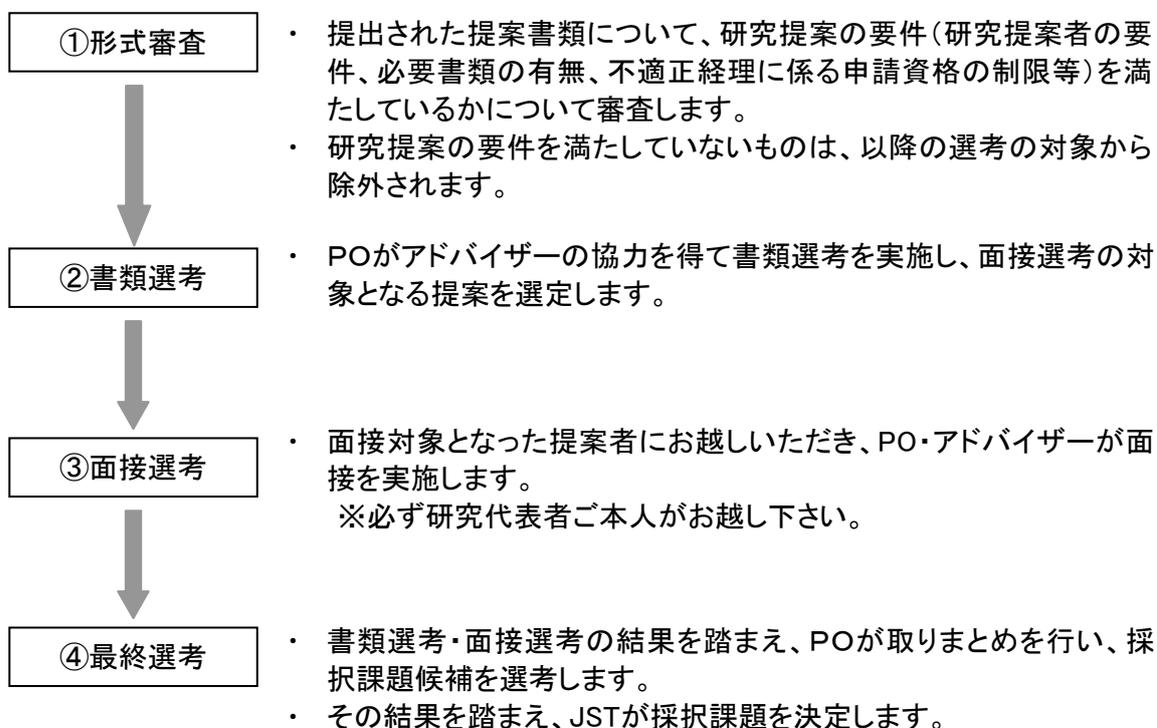
(提案内容とテーマ構成のバランス等を総合的に考慮します。)

### (3) 選考の方法

- ・ POはアドバイザーの協力を得て、研究提案について「(5)選考の観点」(13ページ)に基づき評価(書類選考および面接選考)し、採択候補課題を選考します。
- ・ 選考の過程において、提案内容について研究提案者に問い合わせる場合があります。
- ・ 研究提案者との利害関係者は、当該研究提案の選考を担当しません。
- ・ 選考は非公開で行われます。選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を、第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守します。
- ・ 選考の経過に関する問い合わせには応じられません。また提出された提案書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

### (4) 選考の手順

選考は、次の手順で実施されます。



## (5) 選考の観点

選考(形式審査は除く)は、「3.(2)POによる公募・選考・技術テーマ運営にあたっての方針」(7ページ)と以下の観点を併せて、総合的に行います。

- ① 技術テーマの設定趣旨との整合性  
技術テーマの解決に資する課題内容であること。
- ② 目標・計画の妥当性  
課題解決に向けた目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。
- ③ 研究開発体制の妥当性  
研究開発体制が適切に組織されており、また研究に必要な環境が整備されていること。
- ④ 産業競争力強化につながる技術確立の可能性  
産業競争力強化につながる技術の確立が期待でき、新しい産業の創出、産業競争力強化、雇用拡大等日本経済発展に貢献し、社会・経済への独創的で大きなインパクトが期待できること。
- ⑤ その他、技術テーマにおける目標達成に必要なこと。

## (6) 選考結果の通知等

- ・ 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者に、面接選考の実施要領・程等をお知らせします。面接選考に進まない場合はその旨ご連絡いたします。
- ・ 面接選考・最終選考を経て採択課題を決定した後、全ての研究提案者に採択・不採択の通知をいたします。
- ・ 採択課題については、課題名と研究概要、研究代表者の氏名と所属機関・役職等をホームページ等で公表します。
- ・ 不採択の場合、その内容は一切公表しません。  
※応募情報の管理については「7.(12)応募情報および個人情報の取扱い」(22ページ)もご参照下さい。

## 6. 採択後の責務等

採択された研究代表者等とその所属研究機関は、研究実施および研究費の執行に当たり、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 研究代表者などの責務

#### ① 研究の推進

- ・ 研究代表者は、研究期間を通じて、研究遂行上のマネジメントや成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。
- ・ JSTは、POによるマネジメントの下、進捗状況等について必要な調査(サイトビジットを含む)を実施します。

#### ② 研究計画の作成・見直し等

- ・ 研究代表者には、研究提案書に基づき、選考結果や「産学共創の場」などを踏まえたPO等の意見を反映させた研究計画書(案)を作成いただきます。その後、POの承認によって、研究計画が確定します。
- ・ 課題が採択された後も、POおよびJSTによる、研究計画の見直し、研究費の調整等が行われる場合があります。
- ・ その他、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等を依頼します。その際は、研究代表者が作成および提出を行ってください。

#### ③ 「産学共創の場」への参加

- ・ 「産学共創の場」については、「2. (1) ⑥「産学共創の場」(4ページ)をご覧ください。
- ・ 研究代表者には、「産学共創の場」に参加して頂きます。必要に応じて、共同研究者にも参加して頂きます。
- ・ 「産学共創の場」によって研究計画を見直す必要性が生じた場合、必要に応じて研究評価を実施し、POの判断により研究計画の変更や研究の中止を求める場合があります。その際は、研究代表者にこれらに対応していただきます。

#### ④ 研究チーム内の予算配分(チームによる応募の場合)

- ・ 研究代表者は、研究を実施するにあたり、定められた予算額内において研究チームへの研究費の配分権限を持ちます。研究代表者は、共同研究グループに対して適切に予算配分してください。

#### ⑤ 評価

- ・ 研究開始から2年後、研究期間終了時、およ必要だと判断されるときに、POがアドバイザーの協力を得て、各研究課題の研究評価を行います。

※ 2年後にはには全ての採択課題に対し、厳正な研究評価を行います。研究提案書(様式1)「3. 研究計画とその進め方(38ページ)参照」には、2年以上の研究期間を希望される場合であっても、2年後のマイルストーンを特に明確に記載してください。

- ・ 評価結果によっては、POおよびJSTが研究計画の変更、研究費の増額・減額、研

- 究の中止等を研究代表者に求めることがあります。
- ・ JSTは、評価結果をホームページ等で公開します。

#### ⑥ 研究の成果等の発表

- ・ 得られた研究成果は、知的財産の保護に注意しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。
- ・ JSTから、成果の公開・普及への協力を依頼する場合があります。
- ・ 新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTへご一報ください。
- ・ 発表の際には本プログラムによる成果であることを明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。(本プログラムの英語名称は、"Collaborative Research Based on Industrial Demand"です。)

#### ⑦ 国民との科学・技術対話への取組

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対し分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。詳しくは以下をご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

#### ⑧ 調査

研究期間終了後、JSTが実施する追跡調査(フォローアップ)にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

※研究期間終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

### (2) 研究機関の責務

#### ① 委託研究契約の締結

- ・ JSTは、採択された研究課題に参画する大学・公的研究機関等と、機関別に委託研究契約を締結します。
- ・ 契約締結に際して、関係する法令等の遵守はもとより契約条項への同意が必要になります。万一、その内容(経費の積算を含む)について双方の合意が得られない場合は、採択された研究課題であっても契約に至らない場合があります。
- ・ 予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の変更あるいは研究の中止を求めることがあります。

#### ② 研究費の執行・経理管理

- ・ 研究機関は、研究費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。
- ・ 研究機関は、支出した研究費についての報告を定期的に行う必要があります。また、支出した金額、その内容を、研究計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。JSTは、支出した研究費について問い合わせたり、精算確認のために証拠書類の提出を求めるたりすることがあります。

- す。
- ・ 本研究費は国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。
- ③ 取得財産の帰属
- JSTが支出する研究費により大学等が取得した設備等については、大学・公的研究機関等に帰属させることが可能です。
- ④ 知的財産権の帰属等
- ・ 研究により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、制度及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)のもと、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。
  - ・ 実施権の設定については、技術テーマ提案者など「産学共創の場」に参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことをJSTは期待します。
- ⑤ 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等
- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。

## 7. 応募に当たっての留意点

不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールについては、「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成21年3月27日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、以下のように対応しております。

(以下の「申請／提案および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。)

### (1) 不合理な重複および過度の集中に対する措置

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称およびその内容をいう)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの提案段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末の産学共創基礎基盤研究のお問い合わせ先まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末の産学共創基礎基盤研究のお問い合わせ先まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本プログラムへの提案は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本プログラムの選考の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

研究者(研究代表者、主たる共同研究者(※))が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。選考においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には提案書の「(様式6)他制度での助成等の有無」に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

※主たる共同研究者とは、共同研究グループを代表する方です。

(3) 研究費の不正使用および不正受給に対する措置

実施課題に関する研究開発費の不正な使用および不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の研究契約も締結しないことがあります。

(ii) 申請および参加の制限

本プログラムの研究開発費の不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの提案および参加を制限します(遡及して適用することがあります)。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請および参加が

制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対する本プログラムにおける提案および参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、研究開発費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本プログラムによる業務以外の用途への使用がない場合	2年
本プログラムによる業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。)  <例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本プログラムによる業務に関連する研究等の遂行に使用(2年)</li> <li>・ 本プログラムによる業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年)</li> <li>・ 研究等に関連しない用途に使用(4年)</li> <li>・ 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年)</li> <li>・ 個人の利益を得るための私的流用(5年)</li> </ul>
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	4年

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究開発活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

##### ○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除・変更、委託費の返還

研究開発活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究開発活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の研究契約も締結しないことがあります。(競争的資金の適正な執行に関する指針(平成19年12月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく)。

(ii) 提案および参加の制限

以下の者について、一定期間、本プログラムへの提案および参加を制限します(遡及して適用することがあります)。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請および参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度(※)、競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた申請者については、他の競争的資金制度あるいは競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの提案および参加を制限します(遡及して適用することがあります)。

「他の競争的資金制度」について、平成23年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成22年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。また、申請等資格制限の取扱いおよび対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省およびJSTのホームページ等でお知らせいたします。

(※)現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記のページをご覧ください。  
なお、下記ページ、URLは適宜変更になることがあります。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/09ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。

**(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について**

本プログラムの契約に当たり、各研究開発実施機関では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制の整備、およびその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結予定日までに、研究開発実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/08091222.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08091222.htm)

注意:なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法と合わせ、下記ホームページをご覧ください)。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成23年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、契約前に新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度e-Radを利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究開発費を交付しないことがあります。

### (9) 生命倫理、安全の確保、および動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理および安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発および共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発(注)の有無を確認して下さい。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了して下さい。

(注)詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html)

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、選考の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

### (10) 人権および利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う提案の場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず提案前に適切な対応を行っておいてください。

### (11) e-Rad から政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

(※)政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### (12) 応募情報および個人情報の取扱い

#### ① 応募情報の管理について

- ・ 提案書は選考のために利用します。なお、選考にはJST内の他の事業および他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。
- ・ 採択された個々の課題に関する情報(プログラム名、研究課題名など各プログラムの公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
- ・ 採択課題については、課題名と研究概要、研究代表者の氏名と所属研究機関名・役職をホームページ等で公表します。不採択の場合、その内容は一切公表しません。
- ・ 採択者の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

## ② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ 選考および選考に係る事務連絡、通知等。
- ・ 選考後、採択された方については、研究契約等の事務連絡、会議の開催案内等、採択課題の推進・管理に必要な連絡。また、JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡。

## (13) その他注意事項

③ 関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## ④ 委託事業と補助事業の違い

本事業はJSTが研究実施機関と委託契約を締結することにより実施します。本事業で行う「委託事業」とは、本来国等が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・公的研究機関等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は業務の履行責任を負いますが、あくまでも実施主体は国等であり、事業についての最終的な責任は委託者である国等に帰属します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・公的研究機関等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。あくまで補助金の交付を受けた側が実施主体であり、責任も補助金を受けた側に帰属します。

## 8. JST の関連事業における重複応募の制限について

産学共創基礎基盤研究の平成23年度の公募に関して、JSTの関連事業（JST事業）との間で、以下の通り重複応募についての一定の制限等があります。

- ・ 今回の本プログラムの公募では、研究代表者は、研究課題を1件のみ提案することができます。
- ・ 現在、次の立場にある方は、原則として研究代表者として、応募しないでください。（当該研究課題等の研究期間が、平成23年度内に終了する場合を除く。）
  - ✓ 戦略的創造研究推進事業 さきがけの研究者
  - ✓ 産学共創基礎基盤研究の研究代表者
- ・ 平成23年度の産学共創基礎基盤研究への提案が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。（他制度の研究期間が、平成23年度内に終了する場合を除きます。）

## 9. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した提案書類の作成・提出等

研究提案書は、研究代表者が作成の上、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を用いて提出していただきます。

### (1) e-Rad の使用にあたっての留意事項

#### ① 研究機関の登録

- ・ 提案には、研究代表者および主たる共同研究者(※)が所属する研究機関が e-Rad に登録し、ID、パスワードを取得していることが必須です(他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は、再度登録の必要はありません)。  
※主たる共同研究者とは、共同研究グループを代表する方です。
- ・ 登録されていない場合、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)の登録方法を参照の上、登録してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
- ・ 一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。(ここでは e-Rad に登録された研究機関を所属研究機関と称します)

#### ② 研究者情報の登録

研究代表者および主たる共同研究者は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

#### ③ e-Rad の操作マニュアル

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/> から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

#### ④ システムの利用可能時間帯

- (月～金)午前6:00～翌午前2:00まで
- (土、日)午前12:00(正午)～翌午前2:00まで
- ・ 祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。
- ・ ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。



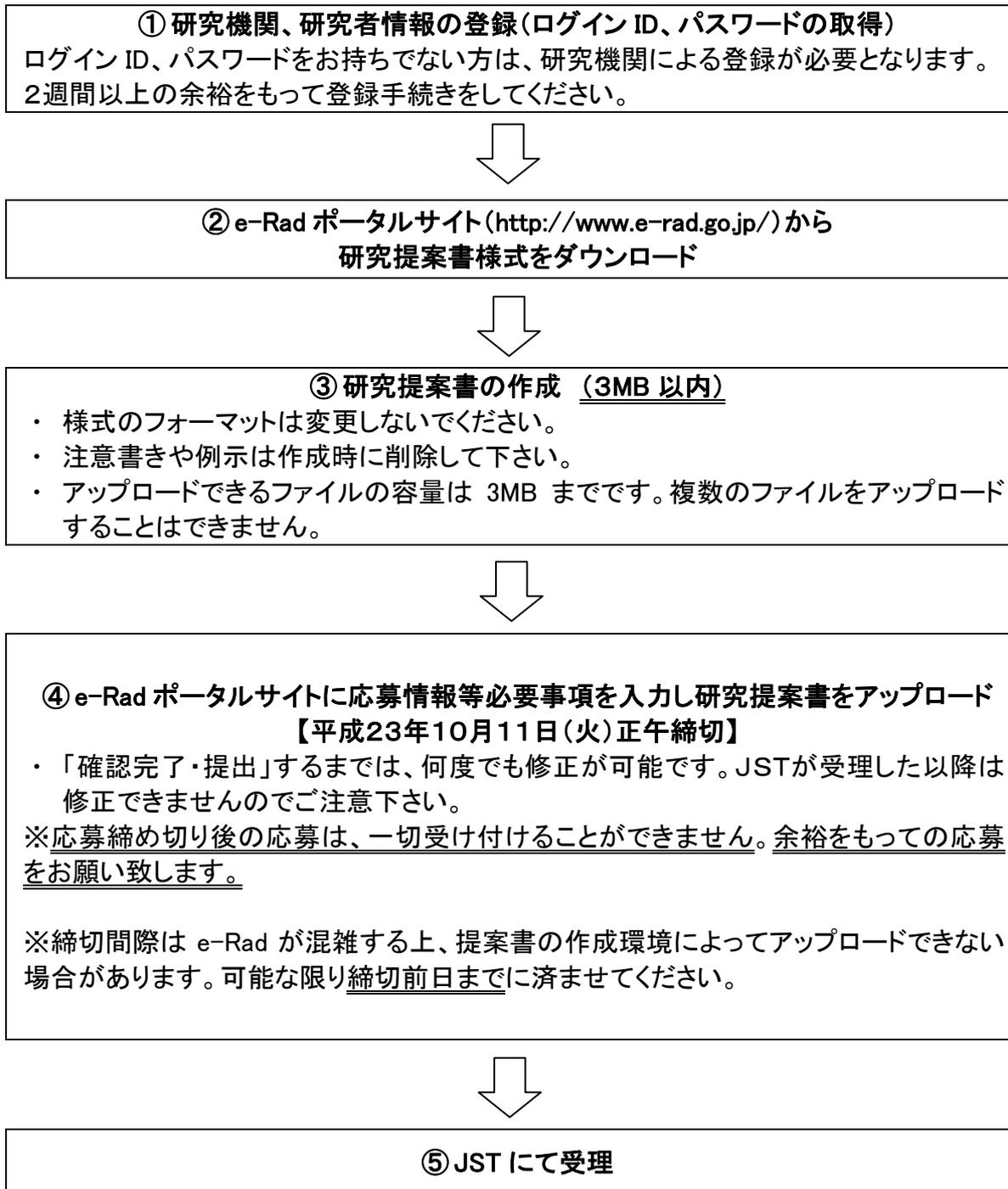
(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

- ・ 操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認のうえ、お問い合わせください。
- ・ なお本プログラム(ホームページ: <http://www.jst.go.jp/kyousou/>) に関する問い合わせは、JST の担当部署にて受け付けます。

【お問い合わせ先】

e-Rad の操作方法に関して	e-Rad ヘルプデスク	0120-066-877 午前 9:30～午後 5:30 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
本プログラムおよび提案書類の作成・提出に関して	(独)科学技術振興機構(JST) 産学基礎基盤推進部 産学共創担当	※なるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)。 E-mail: <a href="mailto:kyousou@jst.go.jp">kyousou@jst.go.jp</a>  TEL: 03-5214-8475 (受付時間: 10:00～12:00 / 13:00～17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

### (3) システムを利用した応募の流れ



#### (4) 提案書作成時の注意事項

- ・ 提案書の作成・提出は、必ず研究代表者が行ってください。
- ・ 応募の際に所属研究機関の承認は必要ありませんが、採択後、研究実施全般や知財等の扱い等を定めた委託研究契約を所属研究機関と締結し、予算執行や経理等を委託します。必要に応じて、所属研究機関等への事前説明、事前承諾をお願いします。
- ・ 郵送、持参、FAXおよび電子メール等による提出は受けられません。必ず e-Rad を通じて期限内に提出してください。
- ・ 締切り間際は、e-Rad が混雑する上、提案書の作成環境によってアップロードできない事態が頻繁にあります。提案書の提出は、できるだけ締切り前日までに済ませてください。
- ・ 提出期限を過ぎた提案は一切受け付けません。提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。
- ・ 提案書に不備・不足がある場合、受理できないことがありますのでご注意ください。

#### (5) 具体的な操作方法と注意事項

(e-Rad の各画面はイメージです。詳細は実際のサイトでご確認下さい。)

##### ① 事前準備(所属研究機関、研究者の登録)

※ 事前に、研究代表者および主たる共同研究者(共同研究グループを代表する方)の所属研究機関および研究者自身が e-Rad に登録され、ログイン ID およびパスワードを取得する必要があります。

※ 機関登録の手順は、「e-Rad ポータルサイト」

→「所属研究機関登録申請等について」  
(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)をご参照ください。

※ 機関登録は、通常でも2週間程度かかりますが、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合があります。余裕をもって登録手続きを済ませてください。

※ 研究者の登録は、機関が e-Rad に登録された後、e-Rad のホームページ上で行えます。

「操作マニュアル(研究者向け)」

(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>) および

「よくある質問と答え(研究者向け)」

(<http://www.e-rad.go.jp/contact/faq/kenkyu/index.html>)をご参照下さい。



② e-Rad 上の「主たる共同研究者」の呼称

e-Rad で用いられている「研究分担者」の呼称は、産学共創基礎基盤研究では「主たる共同研究者(共同研究グループを代表する方)」に対応します。

③ 操作説明

※ e-Radでの提案書の作成・提出は、必ず研究代表者が行ってください。

※ 提案書様式とe-Radの記載に、齟齬がないように十分に注意してください。

※ 提案書を修正した場合、e-Radにも最終の情報が転記されているか確認下さい。

◆研究提案書様式のダウンロード

『e-Radポータルサイト』画面

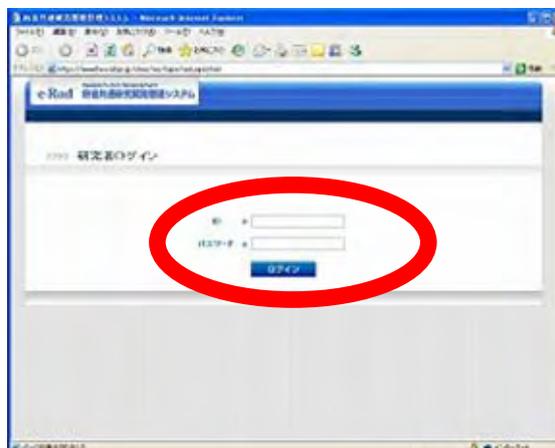
<http://www.e-rad.go.jp/> 「研究者ログイン」をクリック。



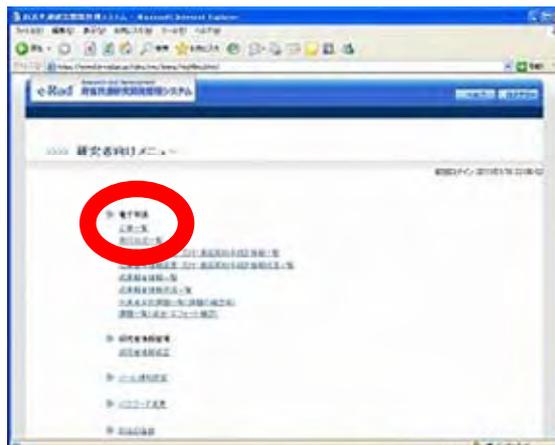
『研究者ログイン』画面

e-Rad上の「研究者」のログインID、パスワードを入力し、ログインをクリック。

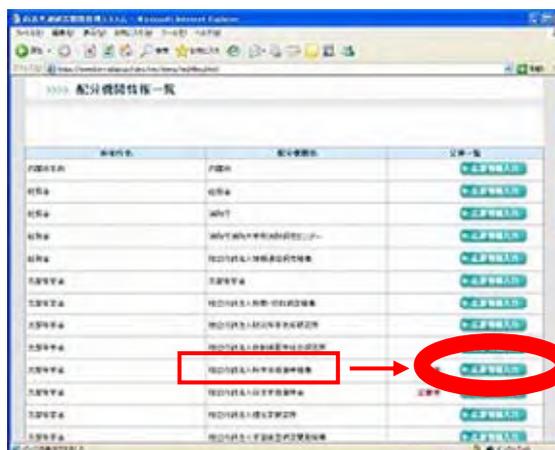
※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



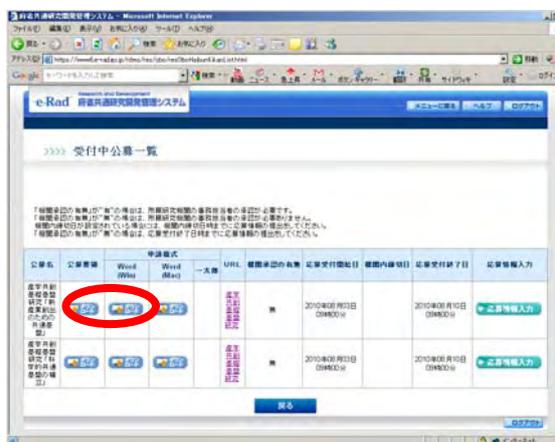
『研究者向けメニュー』画面  
「公募一覧」をクリックしてください。



『配分機関情報一覧』画面  
独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。



『受付中公募一覧』画面  
JSTで行っている公募のうち、受付中のものが表示されます。こちらから研究提案書様式をダウンロードできます。



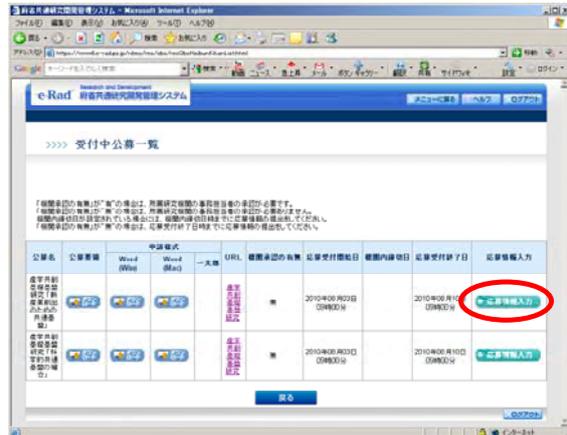
#### ◆研究提案書の作成

- ・提案書の作成に際しては、公募要領をよくご確認ください。
- ・提案書(アップロードファイル)は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成してください。「Word」、「PDF」のバージョンについては、ポータルサイトを参照してください。
- ・提案書にはパスワードを設定しないでください。
- ・「Word」ファイルでは変更履歴を削除してください。
- ・アップロードできるファイルの最大容量は、**3MB**です。
- ・アップロードすると、自動的にPDFファイルに変換されます。

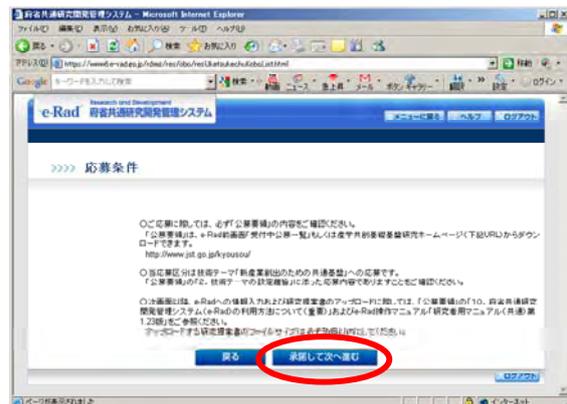
- ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「JPEG」「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステム上で必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、ポータルサイトを参照してください。

◆e-Rad への応募情報の入力と提案書のアップロード

『受付中公募一覧』画面  
応募したい技術テーマの「応募情報入力」をクリックしてください。



『応募条件』画面  
画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。



『応募情報登録【研究者情報の確認】』画面

- ・登録されている研究者情報を確認し、「次へ進む」をクリックしてください。

(e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、提案の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。)



『応募情報登録【研究共通情報の入力】』画面

- ・新規継続区分は「新規」を選択してください。
- ・「研究開発課題名」、「研究期間」、「主分野(コード)」、「副分野(コード)」、「研究キーワード(コード 又はキーワード語)」、「研究目的」、「研究概要」を入力してください(「課題 ID」は入力不要です)。
- ・研究期間の開始は、「2011(平成 23)年度」です。終了予定は、希望される年度を記入してください(最長で 2016(平成 28)年度)。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application form for 'Research Common Information'. The form includes fields for 'Year' (2010), 'Institution' (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology), 'Project Name' (Development of a new type of research), 'Project Period' (2010 to 2015), 'Main Field' (1000), 'Sub Field' (1001), 'Research Keywords' (101, 102, 103), 'Research Purpose' (Development of a new type of research), and 'Research Summary' (Development of a new type of research). A red circle highlights the '次へ進む' (Next) button at the bottom right.

『応募情報登録【研究個別情報の入力】』画面

- ・研究代表者の所属研究機関の区分を選択してください。
- ・連絡先「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX」、「e-mail アドレス」を入力し、研究期間を選択してください。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application form for 'Research Individual Information'. The form includes fields for 'Research Representative Institution' (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology), 'Postal Code' (100-0000), 'Address' (1-1-1 Higashi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo), 'Phone Number' (03-5214-6475), 'FAX' (03-5214-6495), 'E-mail Address' (tummy7@kgj.aist.go.jp), 'Research Period' (2011 to 2015), and 'Research Type' (Individual Researcher). A red circle highlights the '次へ進む' (Next) button at the bottom right.

『応募情報登録【応募時予算額の入力】』画面

- ・研究チーム全体の研究費計画を、費目ごと、年度ごとに入力してください。各費目の説明は「4. 研究費および研究期間(3)~(5)」(9ページ)をご覧ください。間接経費の上限は直接経費の30%とし、総額のみ入力してください。
- ・研究期間に該当しない部分には0を入力してください。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。

『応募情報登録【研究組織情報の入力】』画面

- ・研究代表者の「専門分野」、「役割分担」、「直接経費」、「間接経費」、「エフォート」を入力してください。
  - ・「直接経費」、「間接経費」は初年度の金額を入力してください。
  - ・チーム型研究で応募される方は、「追加」ボタンをクリックして入力欄を必要数追加し、主たる共同研究者(共同研究グループを代表する方)の「研究者番号」、「氏名」、「所属研究期間コード」、「部局名」、「職名」を入力し、研究代表者と同様にエフォート等を入力してください。
- ※e-Rad で用いられている「研究分担者」の呼称は、産学共創基礎基盤研究では「主たる共同研究者」に対応します。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。

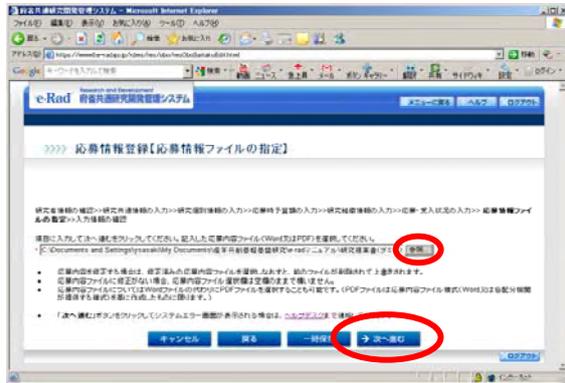
『応募情報登録【応募・受入状況の入力】』画面

- ・本画面は入力不要です。
- ・「研究代表者の他の応募1」の入力欄が表示されている場合は、「削除」をクリックしてから、「次へ進む」をクリックしてください。



『応募情報登録【応募情報ファイルの指定】』画面

- ・「参照」をクリックして作成した研究提案書ファイルを選択し、「次へ進む」をクリックしてください。



『応募情報登録【入力情報の確認】』画面

- ・入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。
- ・「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報と研究提案書ファイルが結合され、自動的にPDFファイルに変換されます。



## ◆応募情報の確認と提出

### 『応募情報登録確認』画面

- ・「ダウンロード」をクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合されたPDF ファイルをダウンロードしてください。パスワードは「ログイン情報通知書」のPDF パスワード(ログイン ID と同じ)を入力してください。
- ・図が正しく表示されているか、文字化けがないか等を確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。

※文字化けや、入力した部分の空白化けなどの事例がありますのでご注意ください。

- ・応募情報に不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。この操作を行うと応募情報は JST へ提出されたこととなります。JST へ提出した時点で応募情報は修正することができません。



## ◆応募情報状況の確認

### 『受付状況一覧』画面

- ・応募情報の状況が「配分機関受付中」であることを確認してください。
- ・応募締切日時までに応募状況が「配分機関受付中」とならない提案書は無効となります。
- ・公募締切後受理されますと、「配分機関処理中」と表示されます。「配分機関処理中」の表示までに、公募締切後、日数を要する場合がございます。



※ JST から文書またはメールでの受理通知は行いません。e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合には、「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面に表示されるメールアドレス宛に、提案の受付状況が変更された時に、自動メール送信されます。

※提出締切日までに「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配

分機関処理中」となっていない提案は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

(様式1)

## 10. 研究提案書(様式)

### 「産学共創基礎基盤研究」研究提案書

- ※ 本様式 1~8を作成し、e-Rad からアップロードして応募してください。
- ※ 提案課題名、提案課題の概要、研究代表者・主たる共同研究者(e-Rad では「研究分担者」と表示)情報、費目別研究費計画等については、e-Rad からの入力をお願いします。
- ※ e-Rad へアップロードできる提案書ファイルの最大容量は、3MBです。
- ※ フォントサイズは 10.5 ポイントでご記入下さい。
- ※ 修正履歴はつけないでください。
- ※ 提案書記入に関する注意書きや例示は、作成時に削除してください。

### 研究構想

- ・ 様式1はA4用紙 6枚以内にまとめてください。
- ・ 必要に応じて図表を用いてください。画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外は、正しくPDF形式に変換されません。

#### 1. 研究の目標

研究期間終了時に達成しようとする、研究成果の目標を具体的に記述してください。

#### 2. 技術テーマとの関連性

本研究構想のどの部分が、どのように技術テーマの解決へ貢献するか、具体的に記述してください。

(様式1)

### 3. 研究計画とその進め方

具体的な研究内容・研究計画を記載してください。

- ・ 「1. 研究の目標」をどのように達成しようとするのか、構想・計画のマイルストーン(研究期間途上での研究達成度の判断基準と時期)を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。
- ・ 2年後には厳正な研究評価を行います。提案される研究期間によらず、2年後のマイルストーンは特に明確に記載してください。
- ・ 「1. 研究の目標」の達成を目指すにあたり、予想される問題点、解決策も含みます。
- ・ 研究構想において想定される知的財産権等(出願やライセンス、管理含む)について、現在の関連知的財産権取得状況、研究を進める上での考え方を記述してください。

### 4. 研究実施の基盤および準備状況

本研究構想を実施する基盤となる、

- ・ 研究提案者自身(および必要に応じて共同研究者)のこれまでの研究経緯と成果
  - ・ その他の予備的な知見やデータ等(存在する場合)
- について具体的に記述してください。

### 5. 国内外の類似研究との比較、および研究の独創性・新規性

関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、この研究構想の世界の中での位置づけ、独創性、新規性や優位性を示してください。

(様式2)

## 研究実施体制(参加者リスト)

### 1. 研究代表者グループの研究実施体制

- 研究代表者が所属する研究機関における研究参加者を記入してください。
- 研究代表者と同じ所属機関の研究参加者が、研究代表者の研究実施項目および概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、「2. 共同研究グループの研究実施体制」に記入していただいても結構です。

### 研究代表者グループ

研究機関名	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 (研究実施場所 〇〇大学)		
当該研究機関からの研究参加者	氏名	役職	エフォート (研究代表者のみ)
(研究代表者→)	〇〇 〇〇	教授	〇〇%
	〇〇 〇〇	准教授	—
	〇〇 〇〇	助教	—

- エフォートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。【総合科学技術会議における定義による】
- 研究チームの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討ください。
- 研究参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 〇名」といった記述でも結構です。
- 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。

### ○ 特記事項

- 特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長等)に仕事時間(エフォート)を要する場合には、その事情・理由を記入してください。

### ○ 研究実施項目および概要

- 研究実施項目
- 研究概要

研究代表者グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。

- 研究構想における位置づけ

自らの研究構想を実現するために研究代表者グループが果たす役割等を記載してください。

(様式2)

## 2. 共同研究グループの研究実施体制

- ・ チーム研究の場合のみ作成してください。
- ・ 研究代表者の所属機関以外の研究機関(共同研究機関)の研究者が加わる場合、その研究参加者を共同研究機関ごとに記入してください。
- ・ 共同研究グループの数に上限はありませんが、研究代表者の研究構想を実現するために最適な研究者で編成してください。研究代表者が担う役割が中心的でない、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は、本プログラムの研究体制としてはふさわしくありません。

### 共同研究グループ(1)

共同研究機関名	◇◇研究所 ◇◇研究室(所属研究機関コード <sup>1)</sup> ) (研究実施場所 ◇◇研究所)		
当該研究機関からの研究参加者	氏名	役職	エフォート (主たる共同研究者のみ)
(主たる共同研究者→)	◇◇ ◇◇ (研究者番号 <sup>2)</sup> )	主任研究員	◇◇%
	◇◇ ◇◇	研究員	—
	... <sup>3)</sup>		

- ・ 主たる共同研究者とは、共同研究グループを代表する方です。
  - 1) 所属先の e-Rad 所属研究機関コードを記載してください。
  - 2) 科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。
  - 3) 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。
- (注) 海外の研究機関を含む研究チーム編成を提案される場合には、研究提案書(様式7)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。(「2. (3) 研究チームの編成 5ページ)をご確認ください。)

### ○ 研究実施項目および概要

#### ・ 研究実施項目

#### ・ 研究概要

共同研究グループ(1)が担当する研究の概要を簡潔に記載してください。

#### ・ 研究構想における位置づけ・必要性

研究代表者の研究構想を実現するために、本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。

※必要に応じて、「共同研究グループ(2)」を追加して、同じ項目を記載してください。

(様式2)

## 研究費計画

- ・ 「全体の研究費計画(費目別)」および「研究グループ別の研究費計画」を作成いただきます。
- ・ 「全体の研究費計画(費目別)」は、e-Rad「応募情報登録【応募時予算額の入力】」で入力(千円単位)してください。
- ・ 「研究グループ別の研究費計画」は、チーム研究の場合のみ、この様式を使用して作成してください。個人研究の場合は不要です。
- ・ 各研究課題の研究期間は原則2年です。
  - ※ ただし、2年以上の研究期間を希望される場合は、研究開始から2年後の厳正な評価の結果に基づき、引き続き研究を認める場合がありますので、希望する研究期間の研究提案を作成してください(研究期間は最長5年程度まで)。
  - ※ 選考の結果、研究期間の短縮を求める場合があります。

### ○ 研究グループ別の研究費計画

- ※ 直接経費(研究費)と間接経費を含む総額を千円単位で記入してください。
- ※ e-Rad「応募情報登録【応募時予算額の入力】」に入力した金額と、食い違いの無いように作成してください。
- ※ 研究期間に該当しない部分にはゼロを入れてください。  
(数値は記入例です)

	開始年度 (H23.12～ H24.3)	第1年度 (H24.4～ H25.3)	第2年度 (H25.4～ H26.3)	第3年度 (H26.4～ H27.3)	第4年度 (H27.4～ H28.3)	第5年度 (H28.4～ H29.3)	合計 (千円)
研究代表者G	4,000	15,000	16,000	15,000	0	0	50,000
共同研究G(1) (◇◇研究所)	1,000	6,000	5,000	5,000	0	0	17,000
共同研究G(2) (◇◇大学)	1,000	4,000	6,000	4,000	0	0	15,000
合計(千円)	6,000	25,000	27,000	24,000	0	0	82,000

### ○ 購入予定の主要設備

- ・ 1件 5,000千円以上、機器名、概算価格、購入年度を記入してください。  
(記入例)○○○○○○ 15,000千円(H24)

(様式3)

### 実施予定表

- ※ 全研究期間の研究予定を記述してください。
- ※ 研究実施項目は、(様式2)に記載したもの、必要に応じてこれを細項目にしたものを記載下さい。

		開始年度 (H23.12～ H24.3)	第1年度 (H24.4～ H25.3)	第2年度 (H25.4～ H26.3)	第3年度 (H26.4～ H27.3)	第4年度 (H27.4～ H28.3)	第5年度 (H28.4～ H29.3)	研究実施 グループ名
研究実施項目	△△△の 検討	←————→						研究代表者 G
	■■■の 試作	←————→						共同研究 G(1) (◇◇研究所)
	○○○の 計測	←————→						共同研究 G(2) (◇◇研究所)
	◇◇の 計測	←————→						共同研究 G(1) (◇◇研究所)
	×××の 解明		←————→					共同研究 G(2) (◇◇研究所)
	□□の 解明			←————→				研究代表者 G
	...							...

(様式4)

## 論文・著書リスト(研究代表者)

### ○ 主要文献

著者(著者は全て記入してください)・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

- ・ 学術誌等に近年発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連する重要なものを選んで、1ページ程度で記入してください。
- ・ 現在から順に発表年次を過去に遡って、記入してください。
- ・ 提案者本人が筆頭著者のものについては、頭に\*印を付けてください。
- ・ 項目順・書式は自由です。

### ○ 参考文献

著者(著者は全て記入してください)・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

- ・ 上記以外にも、研究提案を理解する上で必要な関連文献があれば、挙げてください。
- ・ 提案者本人が筆頭著者のものについては、頭に\*印を付けてください。
- ・ 項目順・書式は自由です。

(様式4)

## 論文・著書リスト(主たる共同研究者)

チーム研究の場合のみ作成してください。

### ○ 主要文献

著者(著者は全て記入してください)・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

- ・ 主たる共同研究者が、近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連する重要なものを選んで、主たる共同研究者ごとに1ページ程度で記入してください。
- ・ 現在から順に発表年次を過去に遡って、記入してください。
- ・ 該当する研究者が筆頭著者のものについては、頭に\*印を付けてください。
- ・ 項目順・書式は自由です。

(様式5)

## 特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)

### ○ 主要特許

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

近年に出願した特許のうち、今回の提案に関連する重要なものを選んで、1 ページ程度で記入してください。(書式自由)

### ・ 研究代表者

### ・ 主たる共同研究者

チーム研究の場合のみ作成してください。

## 他制度での助成等の有無

- 研究代表者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。
- 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

## &lt;注意&gt;

- 「不合理な重複および過度の集中の排除」に関しては、「7. 応募に当たっての留意点」(17ページ)をご参照ください。
- 現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正箇所が分かるように修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

## 1. 研究代表者:氏名 ○○ ○○ (数値は記入例です)

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2) " (H24年度予定) (3) " (H23年度予定) (4) " (H22年度実績)	エフ オ ー ト (%) <sup>4)</sup>
科学研究費補助金 基 盤研究(S)	○○○○○○○○ ○○○ (本人)	H21.4— H25.3	代表	(1) 60,000 千円 (2) 25,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
科学技術振興調整費	○○○○○○○○ ○○○ (○○ ○○)	H22.4— H25.3	分担	(1) 18,000 千円 (2) 2,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) 8,000 千円	10
(申請中)○○財団○ ○研究助成	○○○○○○○○ ○○○ (本人)	H23.10— H25.3	代表	(1) 15,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) —	5
... <sup>5)</sup>					

- 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載して下さい。その後、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい(「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記して下さい)。
- 「役割」は、代表または分担等を記載して下さい。
- 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載して下さい。
- 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記載して下さい(総合科学技術会議における定義による)。本プログラムに採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。
- 必要に応じて行を増減して下さい。

(様式6)

2. 主たる共同研究者(1):氏名 ○○ ○○ (数値は記入例です)

チーム研究の場合のみ作成してください。

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2)〃(H24年度予定) (3)〃(H23年度予定) (4)〃(H22年度実績)	エフオ ート (%) <sup>4)</sup>
厚生労働省科研費	◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇ (本人)	H21.4— H25.3	代表	(1)45,000千円 (2)10,000千円 (3)5,000千円 (4)5,000千円	20
... <sup>5)</sup>					

3. 主たる共同研究者(2):氏名 ○○ ○○ (数値は記入例です)

チーム研究の場合のみ作成してください。

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) (2)〃(H24年度予定) (3)〃(H23年度予定) (4)〃(H22年度実績)	エフオ ート (%) <sup>4)</sup>
科学研究費補助金 特 定領域	□□□□□□□□ □□□□ (□□ □□)	H22.4— H25.3	分担	(1)14,500千円 (2)4,500千円 (3)5,000千円 (4)5,000千円	15
... <sup>5)</sup>					

1)~5)については前ページをご参照ください。

(様式7)

## その他特記事項

- 産学共創基礎基盤研究に応募した理由、研究に際してのご希望、ご事情その他について、自由に記入してください。
- 海外の研究機関を研究チームに加える場合は、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの原因をこちらに記載してください。
- 特筆すべき受賞歴等がある場合には、必要に応じてこちらに記載してください。

(様式8)

### 研究代表者 データ

氏名	
生年月日	19〇〇/〇/〇
所属研究機関・ 部署・役職	
学歴	(記入例) 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官:〇〇〇〇教授) 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官:〇〇〇〇教授)【記入必須】 昭和〇〇年 工学博士(〇〇大学) 取得
専門分野	
研究経歴  (主な職歴と研究 内容)	(記入例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室にて〇〇について研究 平成〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇リーダーの研究室にて〇〇について研究 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 教授 〇〇について研究

※ 本ページは1ページで作成してください。

提案書類チェックシート(※このシートは提出不要です)

様式	提案書類・必要作業等	チェック欄
	e-Rad への応募データの入力	<input type="checkbox"/>
様式 1	研究構想	<input type="checkbox"/>
様式 2	研究実施体制・研究費計画	<input type="checkbox"/>
様式 3	研究実施予定表	<input type="checkbox"/>
様式 4	論文・著書リスト	<input type="checkbox"/>
様式 5	特許リスト	<input type="checkbox"/>
様式 6	他制度での助成等の有無	<input type="checkbox"/>
様式 7	その他特記事項	<input type="checkbox"/>
様式 8	研究代表者データ	<input type="checkbox"/>

- ※ 提案書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。
- ※ 提案書類に不足・不備がある場合は、要件不備とみなしますのでご注意ください。
- ※ 本紙(チェックシート)は、提出の必要はありません。
- ※ 様式1～8全てを1つのファイル(Word 版)にまとめてアップロードしてください。
- ※ ファイル容量は最大3MBです。

## (参考)

「産学共創の場」への各参加者には、以下のような規約(案)の締結を行っていただきます。規約内容の詳細についても、POを中心とした産学の関係者で協議し決定していきます。

独立行政法人科学技術振興機構 研究成果展開事業 産学共創基礎基盤研究  
技術テーマ「〇〇〇」における「産学共創の場」にかかる規約(案)

### (定義)

- 第1条 本規約において「産学共創の場」とは、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が行う研究成果展開事業における産学共創基礎基盤研究 技術テーマ「〇〇〇」（以下、「本技術テーマ」という。）において、JSTとの委託研究契約に基づき、プログラムオフィサー、本技術テーマ提案機関及び関係機関、アドバイザー及び研究（以下「本研究」という。）を行う研究担当者（以下これらを「本参加者」という。）が参加し、研究成果や研究への要望を相互に議論する場をいう。
- 2 本規約において「秘密情報」とは、本参加者が他の本参加者に開示する技術上、事業上または運営上の情報のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 紙、電子媒体、サンプル等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体および手段を問わず、秘密である旨を表示して提供されたもの。
  - (2) 口頭、デモンストレーション等、無形にて開示されたもののうち、秘密情報を開示する本参加者（以下「開示者」という。）より開示の際に秘密である旨の表明があり、開示から30日以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密情報である旨が秘密情報を受領する本参加者（以下「受領者」という。）に通知されたもの。
  - (3) 第6条により開示される、出願公開前の特許出願に係る情報（出願の事実及び出願の内容を含む。）。
- 3 開示者は受領者に対し、秘密情報を開示する正当な権限を有することを保証するものとする。
- 4 以下のいずれかに該当することが客観的に立証できる情報は、本規約の「秘密情報」から除外されるものとする。
- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
  - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報。
  - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報。
  - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報。
  - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報。
- 5 受領者は、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、当該裁判所、行政機関等に対して秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合においても、他の本参加者の秘密情報を提供する者は、速やかに提出先および提出内容等を開示者に連絡し、保護命令を得ることを含め、秘密を保持する最大限の努力をするものとする。

### (目的)

- 第2条 本規約は、「産学共創の場」により、本技術テーマの解決を促し、前競争領域・非競争領域における基盤技術の確立に資すること（以下、「本目的」という。）を目的とする。

## (参考)

- 2 研究機関には、本研究における研究計画書に基づき実施される共同研究に参画する全ての機関が含まれる。

### (義務)

第3条 本参加者は、本規約を遵守するものとする。

#### (研究成果情報の共有)

第4条 本参加者は、本目的を達成するため、本研究から得られた研究成果情報、秘密情報および、本技術テーマ解決に必要な具体的な要求性能等についての情報等を「産学共創の場」において、本参加者間で共有するように努めるものとする。

- 2 前項を円滑に実施するために必要な事項を別途定めることができる。

#### (成果、知的財産の保護と発表)

第5条 本参加者である各研究機関は本研究の過程で発生した知的財産権について、研究ノートや研究成果を記載した報告書を逐次作成することにより優先権（プライオリティ）を保護し、知的財産権の帰属に関する疑義が生じることを未然に防ぐことに努める。

- 2 「産学共創の場」での発案者は、議事録に明示記載することにより、議論の過程で発生した知的財産権を保護し、その帰属に関する疑義が生じることを未然に防ぐことに努める。
- 3 「産学共創の場」で知的財産権を含む研究成果を開示するにあたっては、特許権など産業財産権については出願後を原則とする。本参加者である研究機関が、技術ノウハウ、回路配置利用権、著作権など出願を要しない知的財産権を含む研究成果を「産学共創の場」で発表するにあたっては、プログラムオフィサーの承諾を得るものとする。

#### (出願後の発明の開示)

第6条 各研究機関は、特許出願後、発明の要旨を、「産学共創の場」で報告するものとする。但し、開示の時期についてはプログラムオフィサーと協議のうえ決定するものとする。

#### (秘密保持義務)

第7条 受領者は、開示者から受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示または漏洩しないものとする。なお、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報について、当該開示者の事前の書面による承諾なく、別の本参加者に再開示してはならない。また受領者が開示者の当該承諾に基づいて再開示を行う場合、当該秘密情報の開示者の名称および秘密である旨を表示した上で開示しなければならない。

- 2 受領者は、本目的に関連する必要最低限の者に対してのみ秘密を開示できるが、これらの者に当該秘密情報が秘密を保持すべき対象であることを明示するとともに、本規約で定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとする。
- 3 受領者は、秘密情報の漏洩を防止するため、秘密情報を自己の情報と明確に区分のうえ厳重に保管・管理する等適切な措置を講ずるものとする。

#### (秘密情報の複製の制限)

第8条 受領者は、本目的を遂行するうえで必要な範囲に限り、秘密情報の複製、複写を行うことができるものとする。

## (参考)

### (非保証・免責)

第9条 開示者は、本規約に基づき受領者に開示した秘密情報の正確性、有益性及び充分性について一切保証しない。また、開示者は、受領者が本規約に基づき秘密情報を使用したことまたは使用できなくなったことに起因して、損害、損害賠償責任、その他の負担を被った場合でも、何ら責任を負わないものとする。

### (発明等の取り扱い)

第10条 本参加者が、「産学共創の場」の議論の過程でなされた他の本参加者の発案を含んで、発明等の知的財産権を創製したときは、当該知的財産権を創製した本参加者は、直ちに発案者、JST及びプログラムオフィサーに通知するものとし、権利の帰属、取り扱い等について発案者、JST及びプログラムオフィサーと別途協議のうえ決定する。

2 本参加者が他の本参加者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等をなしたときは、本参加者は、直ちに当該秘密情報の開示者、JST及びプログラムオフィサーに通知するものとし、権利の帰属、取り扱い等について当該秘密情報の開示者と別途協議のうえ決定する。

### (損害賠償)

第11条 受領者は、秘密情報の紛失、漏洩その他の異変、事故が発生し、または発生の疑いもしくは発生の恐れがある場合には、直ちに開示者に通知し、その指示のもと、事故の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、原因調査、被害の確認に努め、再発防止のための対策を講じるものとする。また、受領者は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、開示者に対する損害賠償責任を負い、当該秘密情報を含む書類、サンプル等の回収等適切な処置を講じるとともに、当該秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

### (規約終了後の措置)

第12条 受領者は、開示者から要請があった場合、または本規約が終了した場合、直ちに複写、複製を含む秘密情報の全てを当該秘密情報の開示者の指示に従って返却または廃棄するものとする。

### (知的財産権の実施許諾等)

第13条 本参加者は、本研究により得られた知的財産権に関し、他の本参加者の求めに応じ、実施許諾のための協議を行うものとする。

2 本参加者が、本研究により得られた知的財産権について、知的財産権者、或いは共有持分権者となる場合、本目的の趣旨に鑑み、専用実施権の設定および独占的通常実施権の許諾を行わないものとする。

3 本参加者が、「産学共創の場」の本参加者以外の第三者と、本研究により得られた知的財産権を共有し又は譲渡しようとするときは、当該第三者が本規約の定めに従うことにつき、事前に当該第三者の書面による同意を得なければならない。

### (期間)

第14条 本規約の有効期間は、本技術テーマが終了するまでとする。

### (存続条項)

第15条 第7条から第9条、第10条第2項（プログラムオフィサーへの通知義務を除く。）、第11条および第12条の規定は、当該秘密情報が公知となるまで、本規約の終了後も効力を有するものとする。第10条第1項（プログラムオフィサーへの通知義務、プログラムオフィサーとの協議義務を除く。）は本規約終了後も有効とし、第13条の

(参考)

規定は当該知的財産権が有効に存続する間、効力を有するものとする。

(運営委員会)

第16条 本「産学共創の場」の運営等に係る事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者により構成される。

(1) プログラムオフィサー

(2) 技術テーマ提案機関

(3) JST産学基礎基盤推進部 産学共創担当 調査役

(4) その他運営委員会が参加を認めた者

3 運営委員会の委員長はプログラムオフィサーとする。

4 運営委員会の事務局をJSTに置く。

(協議)

第17条 本規約に定めのない事項および本規約の解釈に疑義が生じた場合には、運営委員会において協議の上決定するものとする。

(規約の改正等)

第18条 本規約の改正等は運営委員会で協議の上行うものとする。

(雑則)

第19条 本規約に関して必要な事項については、別途定めることができる。

(附則)

本規約は平成23年〇月〇〇日から施行する。

(参考)

## 誓 約 書

独立行政法人科学技術振興機構  
研究成果展開事業  
産学共創基礎基盤研究  
技術テーマ〇〇〇における「産学共創の場」  
運営委員会委員長殿

(機関名)  
(機関の長・責任者)

印

このたび研究成果展開事業 産学基礎基盤研究 技術テーマ「〇〇〇」における「産学共創の場」に参加するに際して「独立行政法人科学技術振興機構 研究成果展開事業 産学共創基礎基盤研究 技術テーマ「〇〇〇」における「産学共創の場」にかかる規約（案）」を遵守し、同規約の目的を達成するために必要な措置を講じ、また自機関の当該事業に参加する研究者が同規約を遵守することに責任を負うことを誓います。

## 11. 産学共創基礎基盤研究Q&A

(制度のしくみ)

Q 本プログラムは、補助金・助成金制度ですか。

A 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で個別に締結する委託研究契約に基づき、研究を実施していただく制度です。

Q POの位置付けおよび役割は何ですか。

A POとは、競争的資金制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、本プログラムの適切な運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。なお、POは各技術テーマの運営、「産学共創の場」の運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

(応募について)

Q CREST や さきがけ に採択されていると応募できないのですか。

A CREST に採択されていても応募可能です。ただし、さきがけ に採択されている場合、研究代表者としては応募できません。また、本プログラムにおいて採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者や共同研究者としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(CREST やさきがけの当該研究課題の研究期間が、平成23年度内に終了する場合を除きます。)

Q 同一の技術テーマで来年度も公募しますか。

A 技術テーマ毎に、毎年公募の実施を判断します。公募情報は、ホームページ等においてご案内する予定です。

Q 本プログラムにおいて、複数の応募は可能ですか。

A 研究代表者として複数の応募は不可となりますが、研究代表者として1件の応募の他、共同研究者として複数の提案に参加すること、または共同研究者として複数の提案に参加することは可能としております。但し、それら複数課題が同時に採択されるような場合は、エフォート等を基に調整させていただく場合があります。

(研究提案者の要件)

Q 研究期間中に定年退職を迎える場合でも、研究代表者として応募は可能ですか。

A 研究期間中、国内の大学等において、自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。

Q POとどのような利害関係にある場合、選考対象から除外されるのですか。

A 研究代表者がPOと下記の関係にあるとされる場合には、選考対象から除外されます。

- ① 研究代表者とPOが親族関係にある場合。
- ② 大学・公的研究機関等において、POと同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合等。

※上記に類する可能性がある場合は、JSTへお問い合わせください。

(研究期間)

Q 提案可能な研究期間は何年ですか。2年以上の研究課題の提案も可能ですか。

A 各研究課題の研究期間は原則2年です。

※ただし、2年以上の研究期間を希望される場合は、研究開始から2年後の厳正な評価の結果に基づき、引き続き研究を認める場合がありますので、希望する研究期間の研究提案を作成してください(研究期間は最長5年程度まで)。

※選考の結果、研究期間の短縮を求める場合があります。

(研究費)

Q 研究費はいくらですか。

A 研究費は、間接経費を含め1課題あたり最大3千万円/年程度です。

POのマネージメントにより研究費は増減します。

Q 間接経費は、契約を締結するすべての機関に支払われるのですか。

A 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究契約を締結するすべての機関に対してお支払いします。

Q 間接経費は、どのような用途に支出できますか。

A 間接経費は、本プログラムに採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な用途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費  
－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費  
－図書館の整備、維持及び運営経費  
－ほ場の整備、維持及び運営経費  
など

○その他の関連する事業部門に係る経費  
－研究成果展開事業に係る経費  
－広報事業に係る経費  
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類(※)を、当該委託研究開発契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません(契約単位ごとの区分経理は必要ありません)。

Q 研究に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。

A 研究を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。

A 研究の内容と直接関連する学会、又は、研究の成果の発表等を行うための学会への参加費および旅費は、必要最小限の人数分に対して支出できます。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q 人件費は支出できますか。

A 下記の人件費については支出が可能です。  
・大学等における研究に従事するポスドクおよび研究補助員の従事率に応じた雇用等に要する人件費。  
なお、雇用者等の賃金等については、大学等委託先機関の条件に従います。

Q 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。

A 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。  
研究要素が含まれる再委託は、POが認める場合に限り可能とします。再委託が必要となる場合は、速やかにJSTまでご相談ください。  
外注費と再委託費の合計は原則として、各年度の研究費(直接経費)の額の50%以内とします。50%を超える場合は、事前にJSTの承認を得ることが必要です。

Q 支出できない直接経費には、具体的にどのようなものがありますか。

A 研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費として支出することができません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ② 研究実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究の核心にあたる研究を第三者に再委託する経費(ただし、物性評価等、研究効率向上のための委託は除く)
- ④ 大学等において、研究に従事するポスドクおよび研究補助員(時給含む)以外の人件費  
(例)大学等に所属する研究代表者、共同研究者、事務員の人件費
- ⑤ 学会等の年会費、食事代、懇親会費  
ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます。
- ⑥ 合理的な説明のできない経費  
(例)研究期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

Q 研究費の繰越はできますか？

A 大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越しを行うことが可能です。この場合、JSTへの返金を行わず研究機関に研究資金を残したままの繰越しを可能としていること、一定の要件を満たすことで、研究機関の判断に基づく繰越しを可能としていること等、手続きを簡便なものとしています。

(応募方法・e-Rad)

Q 応募の際に、所属研究機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究チームに参画するすべての機関との間で委託研究契約を締結することになりますので、本応募に関してそれぞれの機関において事前了解を得ておいてください。

Q 提案書類提出後、記載内容を修正したい場合、どのようにすればよいのですか。

A 提案書提出後の差し替えは、受け付けておりません。間違い・記入漏れがないことを確認のうえご提出ください。

Q 提案書類を直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAXによる提出は可能ですか。

A 持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受け付けません。提案書類は、必ず e-Rad でアップロードすることで提出してください。なお、e-Rad でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに e-Rad ヘルプデスク(0120-066-877)までお知らせください。また、締切間際にはアクセスが集中してうまくいかない事態が頻繁にありますので、余裕をもって(極力前日までに)応募をお願いします。

Q 提案書類の受領書はもらえますか。

A JST は、提案書類の受領書を発行しません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。

Q 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行くことは可能ですか。

A 直接 JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール (kyousou@jst.go.jp) にてお願いします。また、お急ぎの場合はお電話(03-5214-8475 受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)にてお願いします。

(選考)

Q 選考の経過を教えてください。

A 選考については、公平性の観点から非公開で行います。また、選考経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。

A 選考の結果については、採否にかかわらず全課題の研究代表者に対して通知する予定です。その際、不採択の理由についても簡単に記すこととしています。なお、選考期間中は選考の経過は通知いたしませんし、問い合わせにも応じられません。

Q 面接選考の日程の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接には、研究代表者が必ず出席してください。また、面接選考の日程の変更はできません。

(取得財産の管理)

Q 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A JST が支出する研究費により、大学等の非営利機関が取得した設備等については大学等に帰属させることが可能です。

(知的財産の帰属等)

Q 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A 研究により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、制度およびデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条の条文(日本版バイドール条項)を適用し、同法第19条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。なお、実施権の設定については委託研究契約において示される条件に則ることとあわせ、技術テーマ提案者など「産学共創の場」に参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことをJSTは期待します。

(研究計画・実施体制の変更)

Q 研究期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいのですか。

A 研究期間中にやむを得ない事情で研究計画の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご相談ください。POの指示の下、判断いたします。

Q 提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは研究期間中に変更することはできますか。

A 提案書類に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう提案時に慎重に検討ください。なお、採択時又は採択後にPOの指示により変更を依頼するこ

とはあります。

研究期間中にやむを得ない事情で研究体制の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご連絡ください。POの指示の下、判断いたします。

Q 研究期間中、研究代表者に、人事異動(昇格・所属研究機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。

A 研究代表者の異動元、異動先の合意の下、異動先において、当該研究が支障なく継続できる条件で研究の継続は可能です。ただし、異動等が発生する場合、速やかに JST にご連絡ください。

Q 研究期間中、研究代表者や主たる共同研究者が、移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の所属研究機関に移動することはできますか。

A 研究代表者や主たる共同研究者の異動元、異動先の合意の下、当該研究費で取得した設備等の移動は可能です。

Q 研究を途中で中止することはできますか。

A 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究費の返還を求める場合があります。なお、研究期間中、技術テーマの方向性・運営に変更が生じた場合や、研究の進捗状況、成果等を勘案し、JSTが研究計画の変更・中止を判断することがあります。

(アウトリーチ活動:研究成果等の報告および発表)

Q 研究成果等についてどのような報告書を作成する必要があるのですか。

A 研究代表者には完了報告書を提出していただきます。また研究契約を締結した各機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q 成果の発表とは、具体的にどのようなことをする必要があるのでですか。

A 研究により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST の了解を得るとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(研究期間終了後)

Q 研究で得られた成果の展開について、JST はどのように考えていますか。

A 「産学共創の場」参加者への技術移転や、共同研究等を積極的に実施していただくことをお願いしています。

Q 研究期間終了後、協力すべき調査はありますか。

A 研究期間終了後、追跡調査(フォローアップ)を行います。その他必要に応じて進捗状況の調査にご協力いただきます。

## JSTは男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%（理学20%、工学15%、農学30%、保健30%）」と具体的な数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご申請をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご申請いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に申請してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成20年度末現在。平成21年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に申請して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監  
小館 香椎子  
（日本女子大学教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。詳しくはJST 男女共同参画ホームページ(<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>)をご覧ください。

## 問い合わせ先

お問い合わせは電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

E-mail : [kyousou@jst.go.jp](mailto:kyou sou@jst.go.jp) TEL : 03-5214-8475

（受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く）



〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3

独立行政法人 科学技術振興機構

産学基礎基盤推進部 産学共創担当

TEL 03-5214-8475 FAX 03-5214-8496

<http://www.jst.go.jp/kyousou/>